フラット35S	
各工法共通	

技術基準確認チェックシート[リフォーム工事完了後](省エネルギー性) [断熱等性能等級用]

私は、リフォーム工事後の住宅全体が、次表の基準について適合していることを確認しました。

基準 の概 要	概 確認項目		確認内容	リフォーム 工事後の 基準適合 確認欄 ☑	備考
断熱等性能等級の等級4に適合していること。 評価方法基準の第5の5—1に定める		断熱材の種類	断熱材の種類、厚さが所定のとおり施工されていること。		
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合)断熱材を濡らさないような措置がされていること。		□ 該当なし
	躯 体 の 断熱性能等		必要な部位にすき間なく施工されていること。 (マンションについては、該当部位がある場合のみ対象)		□ 該当なし
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。		
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。 (マンションについては、該当部位がある場合のみ対象)		□ 該当なし
	開 口 部 の断 熱性能等		建具の材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
			ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
		ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。		□ 該当なし
	開 口 部 の 日射遮蔽措置	付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。		□ 該当なし
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。		
		繊維系断熱材等を使用する場合	防湿層等が設置されていること(屋根又は天井、壁及び床)。		□ 該当なし
	結 露 発 生 の 防 止 対 策	通 気 層 の 設 置	断熱層の外気側に通気層が設置されていること。		
		鉄筋コンクリート造等の住宅を内断熱工法により施工する場合	構造熱橋部に断熱補強がされていること。		□ 該当なし

- 注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。
- 注2) 「所定の」とあるのは、設計図書等に記載されている事項を意味しています。

平成30年4月1日